

令和8年度

町政執行方針



令和8年3月

上富良野町

令和8年度 町政執行方針

令和8年第1回定例町議会にあたり、町政執行方針につきまして申し上げます。

現在、日本経済は、雇用・所得環境の改善や国の各種政策の効果により、全体として緩やかな回復が続くことが期待されています。一方で、物価の動向や米国の通商政策をめぐる動きなど、今後の景気を下押しする可能性のある要因にも引き続き注意が必要であり、金融・資本市場の変動が経済に及ぼす影響についても、慎重に見極めていく必要があります。

直近の経済指標を見ると、名目GDPは600兆円を超え、賃上げ率も2年連続で5%を上回るなど、国の経済は、長く続いた「デフレ・コストカット型経済」から、新たな「成長型経済」へと移行する局面を迎えています。しかしながら、潜在成長力はなお伸び悩んでおり、賃金の伸びが物価上昇に十分に追いついていないことから、食料品を中心とした物価高騰の影響もあり、個人消費には力強さを欠く状況が続いています。

こうした中、今後、安定的な物価上昇と、それを上回る持続的な賃金上昇が実現する「成長型経済」への転換を進めていくことが重要とされています。

そのため、将来世代への責任を重視した「責任ある積極財政」の考え方の下、国においては、戦略的な財政出動を通じて官民が連携し、「危機管理投資」や「成長投資」を進め、社会課題の解決や国民生活の安全・安心の確保に取り組んでいくこととしています。

また、雇用と所得を着実に増やし、国全体の潜在成長力を高め、「強い経済」を実現していくためには、財政や社会保障の仕組みについても、物価や賃金の上昇に適切に対応した形へと見直していくことが求められています。

このような状況の中、国は、「生活の安全保障・物価高への対応」、「危機管理投資・成長投資による『強い経済』の実現」、そして「防衛力と外交力の強化」の三つを柱とする「『強い経済』を実現する総合経済対策」

(令和7年11月21日閣議決定)を策定しました。

また、この経済対策の裏付けとして、令和7年度補正予算及び令和8年度予算の編成に取り組み、切れ目のない経済財政運営を行っていくこととしています。

一方、地方財政計画の一般財源総額については、交付団体ベースで前年度比3兆7,364億円、5.9%増の6兆7,078億円と前年度を上回る額が確保され、地方交付税については、2兆1,848億円、前年度比1兆2,274億円、6.5%増となっておりますが、臨時財政対策債については、地方財政の健全化に取り組むため、昨年引き続き発行額がゼロとなっております。

人口の少ない多くの地方公共団体においては、元来、地方税収の増加は見込めない中、急速に進行している少子高齢化をはじめ、日々複雑化、多様化する行政ニーズに対応するための財源確保にあたっては、依然として厳しい状況にあります。

本町におきましても、地方税収など自主財源の大幅な伸びが見込めない中、地方交付税をはじめとする一般財源の8割以上が経常的な支出に充てられているほか、歳入全体の7割以上を依存財源が占めており、財政構造の硬直化が進んでいる実態にあります。

歳出面においては、町立病院やこどもセンターなどの整備に伴う地方債の償還が始まり今後の公債費の増加が見込まれているほか、社会保障関連の扶助費や人件費、物価高騰に伴う諸経費も上昇傾向にあります。

加えて、自立した地域を維持するための地域振興策や、頻発する自然災害への対応、老朽化した公共インフラの長寿命化や公共施設の改築など、今後も多大な財政需要が見込まれています。

このような状況から、中長期的な見通しのもと、活力あるまちづくりと自治体経営の安定化を両立させていく必要があると認識しているところであります。

このように、財政状況は依然として厳しい局面ではありますが、町民の皆様が「かみふらの」に愛着を持ち、夢と希望に満ちたまちづくりを進めていくことが何よりも肝要であると受け止めており、第6次上富良野町総合計画に掲げる将来像「暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの」の実現に向け、「協働のまちづくり」「穏やかに安心して暮らせるまちづくり」「人が行き交うまちづくり」の3つの視点を基本に、これからの「かみふらの」を見据え、活力・魅力・持続可能性を備えた自治体運営を念頭に、既存の課題解決はもとより、各事業の緊急性や優先性を厳格に精査いたしました。

今後見込まれる財政需要への財源確保を注視しつつ、将来に責任を持つる予算編成を行ったところであります。

それでは、第6次総合計画の分野目標ごとにまとめた主要施策の項目に沿いまして、本年度の主な施策について申し上げます。

最初に、「きれいで安全・安心な生活環境のまち」についてであります。

「環境・景観、エネルギー」につきましても、出前講座等の学習機会を通じて環境保全意識の醸成を図るとともに、令和4年6月のゼロカーボンシティ宣言の実現に向けた施策等の検討を進め、地球温暖化防止に向けた「地球温暖化対策実行計画」「地域省エネルギービジョン」に基づいた温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。

また、町も1事業所として、「第2期上富良野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、その取組に努めてまいります。具体的には、公共施設等の照明について、温室効果ガスの排出削減、電気料金の軽減等を目的とし、昨年に引き続き本年度もLED化改修を行ってまいります。

景観法に定められた景観行政団体として「景観づくり条例」「景観づくり計画」に基づき、良好な景観を守り、育み、創造する意識の浸透を進めるとともに、十勝岳ジオパークの取組と連携し、大雪山国立公園の保護をはじめ、地域の特徴的な地質・地形、生態系、文化遺産について継続的に

調査を重ね、本町の最も重要な資源ともいえる十勝岳連峰と田園丘陵が織りなす良好な景観の保全に取り組んでまいります。

施設・設備の老朽化が進んでいた葬斎場につきましては、中富良野町西山火葬場の共同利用を本年度から開始いたします。

「ごみ処理等環境衛生」につきましては、町民の皆様のご理解とご協力により、着実にごみの分別、減量化が進んでおり、今後におきましても、分別の徹底と減量化、リサイクル率の向上に積極的に取り組んでまいります。

クリーンセンターにつきましては、供用開始から26年が経過し、施設や設備の経年劣化による故障等が顕在化しております。長寿命化計画に基づき、主要機械等の改修を実施し、安定した施設運営が行えるよう対応してまいります。

また、焼却施設につきましては、他施設の利用も含め今後の処理体制を関係自治体と協議、検討を進めてまいります。

さらに、「第3次富良野生活圏一般廃棄物広域分担処理基本計画」に基づき、沿線市町村と連携を図り廃棄物の処理を進めるとともに、より効率的な処理について引き続き協議してまいります。

「上・下水道」につきましては、継続的な安定したサービスを提供するため、老朽化が進んでいる上水道施設及び下水道処理施設の健全化を進め、地方公営企業法に基づいた会計方式により、経営状況の明確化と施設資産の管理を行い、安定的な事業経営に努めてまいります。

「公園・緑地」につきましては、日の出公園においては、来園する皆様及安全で快適に利用いただけるよう、適正な公園管理を行ってまいります。また、継続して年次計画によるラベンダー株の植替えを進めてまいります。

各公園・緑地においては、遊具の劣化点検を実施し、点検結果及び専門家の意見を踏まえながら劣化度が軽度な遊具に関しましては必要な修繕を施し、劣化度が重度な遊具に関しましては利用頻度や安全性も考慮し撤去の検討を行ってまいります。

島津公園については、施設等の一部改修を実施し、町民の憩いの場として適正な管理に努めてまいります。

「消防・防災」につきましては、日頃からの防災意識の啓発、防災訓練や出前講座等を通じて、地域防災力の強化を図り、各住民会の防災士間の連携と資質の維持・向上を図る機会を設けるとともに、自主防災組織等活動補助事業を継続し、自主防災組織の活動を支援してまいります。

また、十勝岳大正泥流被災100年追悼事業を実施するほか、町民への出前講座や十勝岳ジオパーク（防災教育）・自主防災組織と連携した取組などにより、町民の防災に関する知識・意識の向上につなげてまいります。

頻発する自然災害に対応するため、昨年度より地域防災計画等を2年かけて見直しを行い、関係機関と連携した防災・減災の活動に取り組んでまいります。

十勝岳噴火総合防災訓練につきましては、関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民や事業所の参加協力を得ながら訓練を実施し防災体制の構築を進めてまいります。

また、防災備蓄品・資機材については円滑な避難所運営に資するよう計画的な整備を行い、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

富良野川の砂防堰堤などの火山砂防事業や治山・治水事業、登山道におけるシェルターなどの避難施設の整備につきましては、関係機関へ引き続き要請してまいります。

また、普通河川の整備については、河川整備計画に基づき、本年度は3河川の改修工事を実施してまいります。

「交通安全・防犯」につきましては、一人ひとりの意識を高めることが何よりも重要であることから、地域や家庭はもとより、生活安全推進協議会をはじめ関係機関・団体との連携強化を図りながら、事件事故のない、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

「消費者対策」につきましては、悪質商法や特殊詐欺等による被害が後を絶たないことから、様々な機会を通じて注意喚起や被害防止対策に取り組んでまいります。

また、富良野市消費生活センター内に富良野圏域5市町村で専門の相談員を共同設置しており、複雑化・多様化する相談内容に対応できるよう、消費者の安全を確保してまいります。

次に、「みんなが元気になる健康・福祉のまち」についてであります。

「保健・医療」につきましては、「健康づくり推進のまち」宣言の理念のもと、「第3次健康かみふらの21計画」「第3期保健事業計画・第四期特定健診等実施計画」に基づき、メタボリックシンドロームや糖尿病有病者の増加の抑制を目標に掲げ、生活習慣病の発症・重症化予防を推進するとともに生活機能の維持・向上も踏まえた取組を推進し、健康寿命の延伸の実現に努めてまいります。

また、次世代を担う子どもたちの健やかな成長の基盤は、妊娠期からの望ましい生活習慣にあることから、ライフコースアプローチ（生涯を通じた健康づくり）の視点に基づき、各種保健事業を通じて生活習慣病の発症予防を推進してまいります。

子どもの医療費無償化につきましては、子育て世帯の保護者への負担軽減を図るため、高校生相当年齢まで拡大し実施しており、今後も引き続き医療給付の推移を検証しながら取り組んでまいります。

感染症の重症化予防につきましては、本年度より新たに定期接種化される妊婦を対象としたRSウイルスワクチン、および高齢者に対する高用量

インフルエンザワクチンについて、接種を希望する方が接種を受けられるよう、公費助成による負担軽減を図るとともに、医療機関と連携を図りながら円滑な実施に努めてまいります。

町内唯一の有床医療機関である町立病院につきましては、身近なかかりつけ医としての役割に加え、救急医療から介護サービスまでを担っており、町民が地域で安心して暮らし続けるための地域医療の基幹的施設として運営してまいります。

病院経営につきましては、病院経営強化プラン及び本年度策定する経営改善実行計画に基づき、経営の健全化に努めてまいります。

また、病院施設改築整備につきましては、昨年度より引き続き外構整備を実施してまいります。

「子育て支援」につきましては、昨年度より「こども計画」（第3期子ども・子育て支援事業計画、こどもの貧困対策計画、こども・若者計画、次世代育成支援行動計画含む）に基づき、すべての児童とその家族に対して、妊娠・出産、乳幼児、小学校低学年の「子育てのステージ」と、小学校高学年、中学校、高校の「子育てのステージ」の2つのステージによる切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行ってまいります。

育児の悩みや児童虐待への対応も含め様々な相談に対応し適切な支援につなげるよう、町内の教育・保育施設4園をはじめ、教育委員会等との連携を図り、昨年度より設置の「こども家庭センター」にて、子育て家庭に対する包括的な支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

また、子育て世帯への更なる経済的支援の取組として、認定こども園等の給食費に係る費用の保護者負担分を助成し、こどもの健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業を実施する中で、積極的な関与が必要な家庭につきましては、養育支援訪問事業を実施してまいります。

本年度より、町内の教育・保育施設で「こども誰でも通園制度」を実施し、家庭とは異なる経験や家族以外の年齢の近いこどもと関わる機会を整え、こどもの成長につなげてまいります。

こどもセンターにつきましては、子育て支援拠点事業、発達支援事業を実施し、地域における子育て世帯が孤立することなく、個人やグループ等で気軽に利用でき、あらゆる悩み等の相談・支援の窓口としてワンストップ化を図り、相談・療育・支援等を一体的に取り組んでまいります。

「高齢者支援」につきましては、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現のため、地域包括支援センターを中心として関係機関・事業所と連携した地域包括ケアシステムの深化と推進に取り組むとともに、令和9年度からの「第10期高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」の策定に向け検証を行ってまいります。

また、高齢者や障がい者の日常生活における困りごとで、介護保険などの公的サービスの対象とならない支援ニーズを踏まえ、社会福祉協議会と連携してボランティアセンター体制と生活支援体制の強化や生活支援と人材育成の体制整備に取り組むほか、権利擁護センターによる成年後見制度の普及啓発や地域ケア支援の充実を図ってまいります。

ラベンダーハイツにつきましては、介護老人福祉事業所として住み慣れた地域の中で安心して生活を継続するため、職員募集を継続・計画的に行い、介護福祉士・看護師の安定的な確保に努め、介護サービスの提供を維持・継続します。

また、利用者増加により経営の健全化を目指すとともに、昭和59年建築後、42年を経過する老朽化した設備・備品の適切な維持管理を図りながら、高齢者福祉の拠点施設として地域の皆様に信頼される施設運営を進めます。

老朽化している施設及び運営について、現在行っている調査結果に基づき、今後の町の高齢者施設の在り方の協議を含め、将来に向けた対応を検討してまいります。

「障がい者支援」につきましては、第3期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に基づき、関係機関や事業所と連携を図り、サービス等の推進に努めるとともに、一般就労をめざす就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所利用への支援を行うなど、支援を必要とする方が地域で安心して生活できるよう体制の充実を図るほか、令和9年度からの「第8期障がい者福祉計画」「第4期障がい児福祉計画」の策定に向け検証を行ってまいります。

「地域福祉」につきましては、第4次地域福祉計画に基づき、関係機関や団体等と連携のもと検討し、地域福祉の向上に取り組むとともに、複雑化・複合化した困難な課題に対応するため、重層的支援体制整備に取り組むほか、多様な問題を複合的に抱えている生活困窮者やひきこもり等が増加傾向にあることから、民生委員・児童委員、保護司や関係機関の協力を得ながら、援護を必要とする世帯の実態把握に努め、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知や利用に関する助言、指導を通じ、必要な方に必要な支援が届くよう、取組を継続してまいります。

完成から21年が経過している保健福祉総合センターかみんにつきましては、適切な維持管理を行うとともに、計画的な設備の点検や修理を行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療費適正化の推進のため、第3期データヘルス計画に基づき、引き続き、特定健診・特定保健指導を実施し、近年、増加傾向にある心不全の早期発見及び予防、生活習慣病の発症予防・重症化予防に努め、医療費の抑制を図りながら共同保険者である北海道と道内市町村とともに、安定した事業運営に努めてまいります。

また、本年度に創設される子ども・子育て支援金制度に伴う国民健康

保険事業費納付金の賦課徴収については、北海道の示した統一保険料率により算定し、適正に執り進めてまいります。

次に、「活力と交流あふれる産業のまち」についてであります。

「農林業」につきましては、「第9次農業振興計画」に基づき、地域の農業者や農業委員をはじめ、関係機関との連携を図りながら、本町の基幹産業として、地域の諸課題に対応した持続性・生産性の高い農業・農村の確立に向けて取組を進めてまいります。

農業の生産性向上を図るため、引き続き、富原・島津地区において基盤整備事業を実施するとともに、未整備地区における事業展開について関係機関に対し要望を行ってまいります。

ラベンダー・ホップ・メロン・青シソなどの特産農作物においては農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足への対応として、地域おこし協力隊員を増員配置し、農業生産の維持、拡大につなげるとともに、将来の担い手として定着する取組及び新規就農への準備を合わせて進めてまいります。

また、多様な営農類型を支援するため、高収益の園芸作物への町の独自施策においても付加価値向上が図れるよう継続してまいります。水田畑作においてはスマート農業をはじめとする農業DX活用や新技術の導入に向けた取組の支援を行うとともに、国の米政策に対しては農業再生協議会と連携し安定生産、高品質化等の取組を進めてまいります。

農地の流動化対策として、10年後を見据えた計画的な農地の有効活用を図るため、地域計画に基づき農用地の利用促進に努めてまいります。

畜産環境整備につきましては、沿線自治体やJAなどの関係機関と連携を図るとともに、酪農経営者の作業負荷軽減と搾乳経営の効率化を図るため、富良野広域連合公共串内牧場内に整備した草地、哺育・育成センターの効果的な利活用を進めてまいります。

また、ふらの沿線地域畜産クラスター協議会を通じて施設や機械の整備などの支援等により、畜産経営の安定化を引き続き進めてまいります。

環境保全型農業直接支払制度や農業生産工程管理（GAP）の認証取得など、国や北海道の制度を活用し、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図るとともに、クリーン農業や有機JASへの転換など環境に配慮した持続可能な農業を推進してまいります。

「食」による地域の魅力づくりにつきましては、町内の飲食店や事業所で地元食材を活用したメニューや商品づくりが活発に行われ、農業者による6次産業化の取組も広がりを見せており、消費者から高い評価を得ております。

今後もこの流れをしっかりと支えることで大きな成長につながるよう、新たな商品開発や6次産業化をめざす事業者に対しては、引き続き設備投資やノウハウの習得など、ハードとソフト両面において支援を行い、地域の「食」ブランドを発信するイベントの開催や農・商・工の産業間連携によるまちの魅力度アップに向けた推進体制の強化を図ってまいります。

また、学校給食での利用やイベント・店舗での販売、PR推進などにより、町民の方々が地元農産物の良さにふれる機会を拡大し、その品質の良さと安全性について理解を深める取組を進めてまいります。

森林整備につきましては、町内における民有林の約7割が人工林であり、そのうち約8割が伐採期を迎えており、また、森林が持つ国土保全や水源涵養などの多面的な機能は私たちの生活や産業と深く結びついていることから、森林環境譲与税を活用して民有林に対する適切な森林環境の保全管理を実施するとともに今後の森林経営に係る必要な支援を行ってまいります。

有害鳥獣による農業被害対策につきましては、引き続き、猟友会の協力体制や、集落協議会との連携の強化を図りながら、国や北海道の支援制度

を活用した捕獲機材、施設設置などの対策を継続するとともに、狩猟免許取得費用の助成、新規従事者講習会の実施など、捕獲の担い手育成対策を行い、被害の拡大防止に努めてまいります。

また、昨年の鳥獣保護法の改正に伴う、緊急銃猟の実行の際の体制づくりを進めてまいります。

「商工業」につきましては、人口減少や少子高齢化の進行に伴う需要の縮小や消費力の低下、後継者不足、原材料価格の高騰など、地域経済を取り巻く環境が厳しさを増しております。

こうした課題に対応し、中長期的な視点に立ち、持続可能で足腰の強い地域経済基盤を構築するため、本年度3年目を迎える「第3次商工業振興計画」に基づき、国や北海道との連携のもと、商工会を中心とした関係機関と一体となって商工振興施策を推進するとともに、既存事業者の経営の持続化や経営基盤の強化、新たな担い手による創業や新事業の展開を支援してまいります。

また、ビールやワイン、日本酒などのアルコール類や農畜産物を活用した製品など、本町の地域特性を生かした商品の付加価値向上とブランド化を進めるとともに、キャッシュレス決済の拡充による町内消費の喚起や町外からの購買力の取り込みを図り、併せて後継者不足をはじめとする諸課題への対応を進めてまいります。

さらに、若者や地域おこし協力隊を含む移住者が地域で活躍できる環境づくりを進め、国や北海道の制度を活用した創業・就業支援の充実を図り、持続的な経済振興と地域活力の向上につなげてまいります。

「観光・交流」につきましては、「第3次観光振興計画」に基づき、新型コロナウイルス禍で重大な影響を受けた観光入込を従前の水準まで引き戻すだけでなく、更なる増加を目指し、あわせて観光消費の拡大に繋がるよう観光コンテンツの開発と強化を図ってまいります。

多くの観光客が訪れる吹上温泉保養センター白銀荘の老朽化対策については、現在進めております改修に向けた基本調査、実施設計の結果に基づ

き、その改修に努めてまいります。

また、同時に回復の兆しを見せるインバウンド需要の喚起と掘り起こしを進め、併せて観光客による農地への立ち入りや、路上駐車 of 解消に努め観光公害を未然に防ぐ取組を進めてまいります。

また、上富良野の豊かな四季の恵みを活かせるよう、産業イベントの活性化やラベンダーフェスタかみふらの等の四季彩イベントについて、関係者、関係機関と協議の上、町外からの誘客促進はもとより、町民への還元につながる取組を進めてまいります。

さらに、観光振興や地域活性化を進めるため、これまでの担い手である観光協会の継続的な支援や、ロケツーリズムの推進、地域おこし協力隊、地域プロジェクトマネージャー制度等の活用を継続するとともに、今後、多様な施策や課題に対応できる組織づくりについて検討してまいります。

新たな魅力づくりへの取組として進めている「泥流地帯」映画化プロジェクトについては、三浦綾子記念文学館、映画製作者と連携し、上富良野を舞台とした小説『泥流地帯』初となる実写映画化に向け、ふるさと納税による財源調達や「泥流地帯」映画化を進める会を中心に、引き続き機運醸成に取り組むとともに、製作支援に取り組んでまいります。

十勝岳ジオパークの推進に関しては、町民一体となって活動を推進する体制を模索し、十勝岳ジオパーク推進協議会の新たな体制の構築を目指します。特に、ジオパークブランドの構築や町内団体とのパートナーシップ協定などを通じて、ジオパークによるまちづくりの体制を強化します。

昨年度は十勝岳ジオパークの全国大会の地元開催や再認定審査が行われ、これまで町民の皆様や関係団体の協力による活動が評価されたことにより、再認定されることとなりました。さらなる十勝岳ジオパークを発展させるため、次期実行計画を策定し、ネットワーク活動の強化や地域のさらなる活性化、ジオツーリズムの推進などを通じた課題解決に努めてまいります。

十勝岳ジオパーク固有の優れた景観を保全し、学校教育・社会教育の推進、地域資源の開拓のための調査・研究活動を引き続き進めてまいりま

す。

また、拠点施設である上富良野町郷土館や十勝岳砂防情報センターでの展示や各種イベントを通じて、十勝岳ジオパークの魅力を広く発信できるよう取り組んでまいります。

「雇用対策」につきましては、ハローワークなどを通じた求人情報の迅速な提供による雇用促進に努めるほか、企業振興事業の継続した取組や北海道が運用するマッチングサイトと連動したUIJターン新規就業支援、保育士等確保対策事業、町の奨学金返還助成制度などによって、町内事業所への雇用促進、人材不足の解消につながるよう取り組んでまいります。

次に、「発展を支える生活基盤が整ったまち」についてであります。

「道路・公共交通」につきましては、安全性や利便性をはじめ景観など地域特性に配慮した国道、道道の整備を関係機関に引き続き要請してまいります。

旭川十勝道路につきましては、現在、計画段階評価が進められており、中富良野～上富良野間の整備計画と早期着工に向け、旭川十勝道路整備促進期成会とともに引き続き要望してまいります。

また、高規格道路整備で計画されるルートやインターチェンジの動向をふまえ、道の駅整備については、本町に最も適した道の駅のイメージ像や基本構想の確立に向け、関係機関や関係団体と意見交換や情報共有を図るとともに、情報収集及び調査・研究を行ってまいります。

町道につきましては、「道路等整備計画」の更新を図りながら計画的、効率的に整備を進めており、本年度は、オーバーレイ舗装5路線、改良舗装1路線を実施してまいります。

橋梁においては、1橋の修繕工事を実施してまいります。

J R 富良野線の維持・存続につきましては、J R 北海道と J R 富良野線の沿線 5 市町で組織する J R 富良野線連絡会議における協調体制のもと、利用促進を核とした路線存続の取組を進め、富良野線存続に向けた意識の醸成と利用促進を図ってまいります。

また、本年 3 月より J R 北海道の営業体制見直しによる上富良野駅の窓口営業が終了したことに伴い、J R 利用者への影響が低減されるよう丁寧な対応や無人化となった駅舎が有効に活用されるよう、J R 北海道に対し要望してまいります。

町営バス十勝岳線につきましては、町の主要観光地である十勝岳エリアへの公共交通機関であり、町民のほか多くの観光客が利用する路線であることから、適正な車両管理と安全運行に努めてまいります。

予約型乗合タクシー事業につきましては、高齢者や障がい者などの地域内における交通手段の安定的な確保、農村部のコミュニティ及び交通手段の維持を図るため、引き続き利用者が安心して利用できるよう安心・安全な運行に努めてまいります。

「情報化」につきましては、町内全域に高速情報通信環境が整い、様々なインターネットサービスを快適に利用できる環境が整っております。

近年、自治体には、デジタル技術を活用した住民サービスの向上と、業務効率化が求められております。

今後、限られた職員数で住民サービスの向上と事務処理の効率化・業務効率化を進めるには、通常業務のデジタル化が必須であり、各種デジタルサービスの活用・拡大を促進しております。

国が掲げる「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」に向け、電子申請等の利用や各種デジタルサービスの活用・拡大を促進し、より快適で住みやすい町づくりを目指してまいります。

また、観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の確保、町の情報

発信の強化に向けた、さらなる情報通信環境の向上にも取り組んでまいります。

「住環境整備」につきましては、「住生活基本計画」「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、多様化するニーズに対応した住宅施策を総合的、計画的に進め、快適で安全・安心な住環境を確保していくほか、町営住宅の計画的に維持修繕を行ってまいります。

また、住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や転売による利活用につながるような改修や、地域環境に影響を及ぼしている空き家の解体の促進を図るため、「住宅改修費補助制度」を引き続き実施するとともに、新たに「住宅新築費補助制度」を創設し、空き家の発生抑制や空き地の有効活用につなげてまいります。

定住移住の促進につきましては、移住に関するワンストップ窓口を継続し、ホームページ・SNSでの情報提供や、空き家・空き地情報バンクの充実を図るとともに、移住体験イベントの開催により、町での生活や魅力を体感していただき、移住だけでなく関係人口の増加を図ってまいります。また、令和8年度中に新たに実施される「ふるさと住民登録制度」につきまして、円滑な実施と登録者の獲得に向け、調査研究を進めてまいります。

次に、「ともに生き、ともにつくるまち」についてであります。

男女共同参画を促すため、町の各種審議会などに女性を積極的に登用するとともに、地域や団体の役員など身近なところから、女性が活躍できる環境づくりを進めてまいります。

「地域間交流」につきましては、友好都市である三重県津市との絆が更に深く強固なものとなるよう、交流訪問、友好都市パネル展の開催などの交流事業を推進するとともに、民間事業者間における経済交流、住民同士の交流や親睦が図られるよう支援してまいります。

カナダのカムローズ市について友好都市提携は終了しましたが、これまでの交流の経過や記録・資料を町の歴史として保存するよう進めてまいります。

「協働」につきましては、第6次総合計画の「まちづくりの3つの視点」のひとつに位置づけており、すべての施策の根幹を成すものであります。「自治基本条例」と「協働のまちづくり基本指針」に基づき、まちづくりフォーラムや出前講座などを通じて郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図るとともに、協働のまちづくり推進補助金により、各種団体が実施する自主的な協働のまちづくり活動を支援してまいります。

また、町の各種計画策定や見直しなどの際には、審議会委員の一般公募やパブリックコメントなどを実施し、町民の皆様がまちづくりに参画する機会を充実してまいります。

「自衛隊との共生」につきましては、令和4年12月に安保関連3文書が閣議決定され、防衛力の整備計画に基づく上富良野駐屯地に新たな部隊配備が予定されておりますが、当町において自衛隊との共存共栄は、まちづくりの根幹の一つであることから、駐屯地と連携し、隊員が働きやすい環境を図るとともに、関係する市町村や機関、団体と連携しながら、引き続き上富良野駐屯地の規模堅持はもとより、体制強化として、自衛隊入隊の促進及び隊員の充足率の拡充や隊員及び隊員家族の生活環境の改善、向上などを求める要望活動を効果的かつ精力的に進めてまいります。

日米共同訓練や北海道訓練センターによる道外部隊の訓練が演習場にて展開していることから、安定的、かつ継続的な使用に向け、北海道防衛局・駐屯地と連携し安全性の確保に努めます。

また、障害の防止や軽減を図るとともに、防衛施設周辺的生活環境等の向上に取り組むほか、演習場周辺地区の振興策も併せて実施してまいります。さらに、定年退官後も引き続き上富良野町に住み続けてもらえるよう、退官者の再就職の支援を関係機関と協力し、取り組んでまいります。

「行財政運営」につきましては、「町政運営推進プラン」に基づき、本年度に取り組むべき項目について着実に実施し、職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度を活用した人材育成の取組と、柔軟で機能的な組織体制の構築と職員一人ひとりが行政の担い手として信頼される組織づくりを目指してまいります。

行政組織機構につきましては、企画立案や調整機能の強化、地域課題の解決やコミュニティ支援、広報・広聴機能の充実を図り、地域の活性化とにぎわいづくりを推進し、地域振興、雇用の確保などに一体となって取り組むため、企画商工観光課を企画政策課と商工観光課に再編し、効果的・効率的な行政を推進してまいります。

高齢者・障がい者・子育て・保健福祉などの多様化・複合化する課題に対応するため、また、行政サービスを維持するためにも、資格を有する職員の人材確保と育成が極めて重要であり、計画的な専門職員の確保に努めてまいります。

過疎対策につきましては、北海道過疎地域持続的発展方針と整合性を図りながら見直しを行う上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の着実な推進を図ってまいります。

また、法律に基づく財政上の優遇措置等を有効に活用し、地域力の向上に向けた公共施設や基盤整備などのハード事業、町民の安全・安心な暮らしの確保を図るソフト事業など第6次総合計画に示した町の将来像の具現化に向けて、自主自立の地域づくりを進める取組を行ってまいります。

財源の確保に向けましては、組織内の連携により収納対策の取組を進めるとともに、効果的かつ確実な債権管理の取組により収納率の向上を図るほか、行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで財源の有効活用を図ってまいります。

また、受益者負担の適正化につきましても、引き続き使用料や手数料などの収入について点検、見直しを行ってまいります。

本年度より北海道が課税徴収を開始する「宿泊税」につきましては、本町としても前年に引き続き、制度の導入について検討及び研究を進めてまいります。

ふるさと納税につきましては、返礼品の充実や新規返礼品の開発促進を促し、地域の魅力を全国に広く発信することにより、地域活性化財源としての確保を図るほか、企業版ふるさと納税については、地域再生計画に基づき、「泥流地帯」映画化事業のほか、地域活性化を図るうえでの有効な財源として活用し、企業が取り組む地域貢献活動と一体となったまちづくりを進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、「第4次富良野広域連合広域計画」に基づき、構成自治体として広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し相互理解を深めながら取り組むとともに、富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域5市町村の連携による具体的な取組を定めた「第3次富良野地区定住自立圏共生ビジョン」の着実な推進を図り、圏域全体の発展につなげてまいります。

また、近年発生する様々な行政課題に対応するよう、富良野圏域だけでなく、様々な市町村との連携についても検討を進めてまいります。

第6次総合計画に掲げた6つの分野目標のうち、「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」につきましては、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取組を基本に推進してまいります。また、「上富良野町教育大綱」に示した「ふるさとに学び 人が輝き 人がつながる かみふらのの教育」の基本理念の実現に向け、総合教育会議を通じ、教育委員会と一層の連携を図りながら教育行政の推進に努めてまいります。

以上、令和8年度の町政執行にあたり、所信を述べさせていただきました。

次に、令和8年度予算案の概要を申し上げます。

一般会計では87億8,900万円、前年対比1.1%、9,700万円の増となっております。

地方税収入は個人町民税、固定資産税、軽自動車税などの増により、町税全体でも増収を見込んでおります。

また、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財源構造にあり、各事務事業の見直しや各施策に対する優先順位の判断のもと、各目的基金から支消目的に沿った繰り入れを行い、限られた財源の中で最大限の効果を発揮することを基本に本年度予算を編成したところでありますが、継続する物価高騰・労務単価の上昇等の影響による経費の増大という状況から、財源調整のための財政調整基金に財源を求めざるを得ない結果となったところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設等の改修、地域産業の振興や急速な少子高齢化など様々な課題への対応が求められており、大きな財政需要が想定されることから、引き続き安定的で持続可能な財政構造の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてであります。一般会計同様、効率的な運営方針のもとに財政見通しを立て、加えて一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の繰り入れ基準に基づくものや財源構成上妥当なものに限り、措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では総額11億3,189万4千円、前年対比3.7%、4,334万6千円の減となっております。

これは、主に保険給付費の減が要因であり、今後におきましても、保険者として北海道とともに、健全で安定的な国保運営を進め、加入者が安心

して医療を受けられる体制の維持・確保に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計では総額2億3,214万7千円、前年対比15.3%、3,077万5千円の増となっております。

これは、主に被保険者数の増加による保険料負担の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計では総額11億3,637万円、前年対比1.6%、1,778万3千円の増となっております。

これは、高齢化率及び要介護者の見込みにより保険給付費を見込んだものであります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額4億3,841万2千円、前年対比7.4%、3,008万7千円の増となっております。

主な要因としては、物価高騰に伴う需用費増と、人件費の増によるものであります。

次に、水道事業会計では、総額3億350万2千円、前年対比18.3%、4,696万4千円の増となっております。

収益的収支においては、配水及び給水費の委託料の増、資本的収支では、配水管更新等に伴う工事費の増によるものであります。

次に、簡易水道事業会計は、総額1億7,285万円、前年対比15.1%、3,064万7千円の減となっております。

収益的収支においては、給水戸数及び給水量を見込んだ収支としております。資本的収支においては、浄水場の維持管理業務や西部地区簡易水道施設の、静修浄水場ろ過機設備更新工事、里仁浄水場濁度計更新工事を進めてまいります。

次に、公共下水道事業会計は、総額7億5,553万6千円、前年対比37.8%、2億726万8千円の増となっております。

収益的収支においては、処理戸数、有収水量を見込んだ収支となっております。資本的収支においては、下水道施設設備の更新工事及び実施設計委託業務、公設柵新設工事を進めてまいります。

最後に、病院事業会計では、総額15億6,752万4千円、前年対比5.2%、8,525万8千円の減となっております。

収益的収支においては、人件費、施設管理経費、企業債利息等の増により増額となっております。資本的収支においては、町立病院改築整備に係る解体工事の完了及び外構工事の一部が完了したことにより減となっております。

これら特別会計と公営企業会計の予算合計は57億3,823万5千円で、先に申しあげました一般会計予算と合わせた町全体の予算は145億2,723万5千円、前年対比1.9%、2億7,062万6千円の増となります。

以上が令和8年度予算の概要であります。

冒頭に申しあげましたとおり、今後の財政需要を見通す中、財政運営は引き続き厳しいものと想定されますが、かけがえのない私たちの郷土の発展は、すべての町民共通の願いであり、「かみふらの」を築いてきた先人たちから託された使命でもあります。

本年は十勝岳大正泥流被災から100年となります。

大正15年、十勝岳噴火により発生した泥流によって、先人の大変な苦勞の末に築いた家屋や田畑は一瞬にして飲み込まれました。

誰もが復興は無理だと考える中で、当時の吉田村長をはじめ、多くの人々の不屈の精神とたゆまぬ努力により奇跡の復興がはたされ、今の私たちが暮らす郷土「かみふらの」があります。

泥流被災から100年の節目である令和8年度は、「かみふらの」を築いてきた先人の苦勞を今一度深く胸に刻むとともに、先人から私たちへ託された思いを、次の世代へ確実につないでいくため、第6次上富良野町総合計画の推進に最大限努力してまいります。

また、令和9年は開基130年を迎える年となります。多くの町民の皆様が130年の歴史を実感していただき、心に残る年になるよう検討してまいりますので、引き続き町民の皆様、ならびに議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和8年度の町政執行方針といたします。

令和8年3月3日

上富良野町長 齊藤 繁

主要施策概要

(総合計画施策体系別)

1 きれいで安全・安心な生活環境のまち

町民がずっと住みたくなる、町外の人々が移り住みたくなる、自然と共生する美しい生活環境づくり、すべての町民が安全に安心して住み続けられる、あらゆる危機に強いまちづくりを進めます。

1 環境・景観・エネルギー

1 環境保全意識の啓発（町民生活課生活環境班）

・行政ホームページや広報紙などにより情報発信を行うほか、出前講座の開催など学習機会を提供する。

2 地球温暖化対策・エネルギー施策の推進（町民生活課生活環境班・総務課財政管理班）

・地球温暖化防止に向けた「地球温暖化対策実行計画」「地域省エネルギービジョン」に基づき温室効果ガスの削減に取り組み、公共施設等照明の年次的なLED化を進める。
・ゼロカーボンシティ宣言の実現に向けて情報発信を行うほか、出前講座の開催など学習機会を提供する。

3 公害対策の推進（町民生活課生活環境班）

・大気汚染、水質汚濁などの公害に対し、関係機関と連携した啓発活動を実施する。

4 景観に関する意識の啓発（建設水道課建築施設班）

・行政ホームページや広報紙などを通じた積極的な広報・啓発活動により、住民の景観保全意識の高揚を図る。

5 良好な景観の保全・整備（建設水道課建築施設班）

・景観法に定められた景観行政団体として「景観づくり条例」「景観づくり計画」に基づき、良好な景観を守り、育み、創造する意識の浸透を進め、山岳、丘陵、田畑の特性に応じた保全を行う。

6 ジオパークサイトの保全（企画商工観光課ジオパーク推進室）

・「景観づくり条例」および「自然公園法」などの法令に基づく自然保護を行う。
・特徴的な地質や地形、生態系、文化遺産について、継続的に調査・研究を重ね、保全に取り組む。

7 葬斎場・墓地の適正管理（町民生活課生活環境班）

・共同墓地周辺の環境美化、適正な維持管理に努める。
・「中富良野町西山火葬場」の共同利用を進める。

2 ごみ処理等環境衛生

1 廃棄物の収集・処理体制の充実（町民生活課生活環境班）

- ・一般廃棄物の分別の徹底と減量化、リサイクル対策に取り組む。
- ・クリーンセンターの長寿命化計画に基づく、主要機械等の改修及び、施設運営の安定化を図る。
- ・焼却施設について、他施設の利用も含め今後の処理体制を関係自治体と協議、検討する。
- ・「第3次富良野生活圏一般廃棄物広域分担処理基本計画」に基づき、ごみの効率的な処理体制、施設配置、広域処理について研究を進める。

2 5R運動の推進（町民生活課生活環境班）

- ・環境と経済が両立した循環型社会の形成を目指し、町民や事業者の自主的な5R運動を促進するため、啓発活動や学習機会の提供などを行う。

3 ごみのない美しいまちづくり（町民生活課生活環境班）

- ・町民や事業者による環境美化活動に対して支援を行い、身近な場所での清掃活動への参加呼びかけや意識啓発に取り組む。

3 上・下水道

1 水道施設の整備・管理と安全・安心な水の供給（建設水道課上下水道班）

- ・上水道、簡易水道、飲料水供給施設の水質管理の徹底、施設や設備の向上を図り、継続的に安定した水道水の供給に努める。
- ・老朽化が進んでいる水道管の更新工事を行う。
- ・耐用年数が経過した浄水場の機器設備更新工事を行う。

2 水道事業の健全運営（建設水道課上下水道班）

- ・地方公営企業法に基づいた財務諸表により資産状況や財務状況を把握し、長期的に安定した経営運営に努める。
- ・水道事業経営戦略計画に基づいた水道施設等の更新事業を進める。

3 下水道施設の整備・管理と水洗化の促進（建設水道課上下水道班）

- ・公共用水域の水質保全及び市街地区の浸水防除により、衛生的で快適な生活環境の提供を推進する。
- ・下水道経営戦略と整合性を図り、計画的な下水道施設設備の更新を進める。

4 下水道事業の健全運営（建設水道課上下水道班）

- ・下水道事業の事業運営について、地方公営企業法に基づいた会計方式により経営状況の把握と資産管理を行い、安定的な事業運営と公共の福祉の増進に努める。
- ・下水道使用料について、昨年度の有収水量を参考に料金改定を反映させた料金を見込み、下水道の経営安定化を図る。

- ・下水道経営戦略計画に基づき適正な事業運営に努め、経営基盤の強化を図る。

5 合併処理浄化槽の設置促進（町民生活課生活環境班）

- ・下水道事業区域外における衛生環境の向上、水質汚濁防止など自然環境保全のため、令和7年度から令和11年度を計画期間とし、合併処理浄化槽設置整備事業補助を継続する。

4 公園・緑地

1 公園・緑地の整備充実（建設水道課建築施設班）

- ・すべての公園・緑地について安全に安心して利用できるよう、遊具をはじめとする老朽化した施設・設備の定期的な点検を実施する。
- ・日の出公園におけるラベンダーの株の植替えを年次計画で実施し、併せて未活着株、枯損株の補植に努めるとともに、一年草花壇を含め除草などの管理を行う。
- ・日の出公園における施設などの改修を実施し、指定管理者と連携し、適切な公園管理を行う。
- ・見晴台公園については、指定管理者と連携し、適切な維持管理に努め、来町者への観光スポットや物産情報の発信拠点として「情報ステーション」の機能充実を図る。

2 公園・緑地の適正管理（建設水道課建築施設班）

- ・協働のまちづくりの理念に基づく、町と12住民会が連携した、地域の身近な公園・広場・緑地の管理を行う。
- ・地域からの要望などを反映しつつ、それぞれの状況に応じた整備や適正な管理を行うことで、地域住民に親しみやすい公園・緑地づくりを進める。
- ・町民の憩いの場としての公園づくりと安全確保のため、劣化点検に基づき各公園に設置されている遊具の修繕や点検を行う。
- ・島津公園における施設等の改修と適正な管理を行う。

5 消防・防災

1 防災組織の充実強化（総務課基地調整・危機管理室）

- ・日頃からの防災意識の啓発、訓練を行い、防災士の資質の向上と連携を深める機会の提供を行う。
- ・自主防災組織等活動補助事業により、地域防災力の要となる各住民会に設置される自主防災組織の活動支援を行う。
- ・災害時における、高齢者、障がい者などの支援者名簿の更新を行い、住民会や自主防災組織において作成された要支援者の個別支援計画に基づく体制づくりの強化を進める。

2 防災意識の啓発（総務課基地調整・危機管理室）

- ・十勝岳大正泥流被災100年追悼事業の実施を通じて防災意識向上に努める。
- ・身近な防災活動についての学習や、広報紙による十勝岳の活動状況に関する情報提供を行う。

- ・頻発する自然災害に対応するため、本年度より地域防災計画等を2ヵ年かけ見直しをおこない、関係機関と連携した防災・減災の活動に取り組む。
- ・十勝岳噴火総合防災訓練は関係機関と協力連携を図り、必要な検証と改善を行い防災力向上に努める。

3 十勝岳ジオパークと連携した防災の推進（企画商工観光課ジオパーク推進室）

- ・上富良野町、美瑛町、十勝岳火山防災協議会、十勝岳ジオパーク推進協議会の連携強化を進める。
- ・十勝岳火山の特性や活動状況についての認識を共有するとともに、住民に対する防災意識の啓発を継続的に行う。
- ・災害発生時には学識顧問との連携や、必要に応じて日本ジオパークネットワークの協力を求め、専門的で学術的な分野における連携を図る。

4 防災機能の整備（総務課基地調整・危機管理室）

- ・防災備蓄品・資機材については円滑な避難所運営に資するよう計画的な整備を行う。

5 防災施設の整備促進（総務課基地調整・危機管理室、建設水道課土木建設班）

- ・被害を最小限にとどめるための防災・減災対策が急務なことから、避難施設の整備について関係機関への要請を強化する。
- ・「河川整備計画」に基づく普通河川の治水対策として、本年度は3河川において補修工事を実施する。

6 交通安全・防犯

1 交通安全意識の啓発（町民生活課生活環境班）

- ・生活安全推進協議会を中心に旭川方面富良野警察署や各関係機関・団体と連携しながら、交通安全運動期間をはじめとして家庭や地域での交通安全意識の浸透を図る。
- ・学校や地域での交通安全教室、街頭指導、キャンペーンなどを通じ、安全確保対策や交通ルール・マナーの習得を促し、交通安全知識や交通安全に対する意識の向上につなげる。
- ・「自転車安全利用五則」の啓発を継続し、自転車の安全な利用に対する意識の向上を図る。
- ・飲酒運転を根絶し、安心して暮らすことができる社会が実現されるよう、北海道警察と連携した啓発活動を実施する。
- ・交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、上富良野町交通安全基本計画の改定を行う。

2 交通安全施設等の整備（町民生活課生活環境班）

- ・住民会などからの要望を踏まえ、旭川方面富良野警察署を通じて北海道公安委員会に必要な施設の整備を要請する。
- ・町内の危険箇所へ状況に応じた注意施設や、訪日外国人旅行者に配慮した補助看板などを設置する。

3 防犯意識の啓発（町民生活課生活環境班）

- ・ 広報紙や防災行政無線、行政ホームページによる犯罪の発生状況などの情報提供を行う。

4 犯罪の未然防止（町民生活課生活環境班）

- ・ 生活安全推進協議会の地域安全部員による青色回転灯を用いた防犯パトロール、大型店舗などにおける街頭啓発、地域の自主防犯活動への支援などを実施する。
- ・ 関係機関や地域と連携し、自己防衛意識の向上と犯罪の未然防止につなげる。

5 犯罪被害者等に対する支援（町民生活課生活環境班）

- ・ 町民及び事業者の理解と相互協力のもと、誰もが安全で安心して暮らすことができる社会が実現されるよう、北海道警察と連携した取組を展開する。

7 消費者対策

1 消費者への啓発等の推進と情報の提供（町民生活課生活環境班）

- ・ 特殊詐欺や悪質商法への対策として、広報紙や防災行政無線、行政ホームページでの注意喚起をはじめ、出前講座などによる啓発を通じて、上富良野消費者協会と連携し、消費生活情報の提供を行う。

2 消費生活相談の充実（町民生活課生活環境班）

- ・ 富良野圏域5市町村で締結した広域的対応に関する協定に基づき共同で運営する富良野市消費生活センターの専門相談員のスキルアップを進める。
- ・ 消費者行政を担当する職員の能力向上に取り組み、住民に身近な相談機関としての体制充実を図る。
- ・ 保健福祉総合センターかみんにおいて開設している出張相談窓口の取組を継続する。

2 みんなが元気になる健康・福祉のまち

一人ひとりが支え合いながら、健康で、安心して、元気に、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

1 保健・医療

1 生活習慣病予防の推進（保健福祉課健康推進班）

- ・健康寿命の延伸を図る上で重要な課題である生活習慣病の発症・重症化予防に重点を置き、一人ひとりが自ら健康づくりに取り組むことができるようライフコースアプローチの視点で各種健診・保健指導を推進する。
- ・メタボリックシンドローム該当者・予備群や糖尿病有病者を抑制し、循環器病や糖尿病の発症・重症化の予防が図られるよう、継続した保健指導を実施する。
- ・特定健診の受診率70%維持を目標に、受診率の低い地区や年代の受診勧奨に努める。
- ・高齢者の健康課題の分析に基づいた生活習慣病の重症化予防とともに生活機能の維持・向上も踏まえた取組として、サルコペニア（筋肉量減少）の重症化予防などの保健事業に取り組む。

2 がん検診の充実（保健福祉課健康推進班）

- ・5種類のがん検診を実施し、早期発見・早期治療を推進するため、検診機会の拡充や利便性の向上を図り、受診しやすい環境づくりを行う。
- ・職域との連携を強化し、働く世代に対する受診勧奨を実施することで、受診率向上に取り組む。

3 母子保健の充実（保健福祉課健康推進班）

- ・妊婦健診・相談、乳幼児健診、小児生活習慣病予防健診（かみふっ子健診）、若年者健診を通して生活習慣病の発症予防の取組を推進する。
- ・妊娠期から子育て期にわたり、特定妊婦や養育支援を必要とする家庭の孤立を防止するため、関係機関と連携した伴走型支援を継続的に実施する。
- ・北海道社会事業協会富良野病院は、富良野圏域で産婦人科診療体制を維持している唯一の医療機関であることから、圏域の地域センター病院における周産期医療体制確保対策に対し、町として応分の負担を継続する。

4 歯・口腔の健康づくり（保健福祉課健康推進班）

- ・80歳になっても20本以上自分の歯を保つ「8020（ハチマルニイマル）」をめざし、各ライフステージに応じた虫歯・歯周病予防を推進する。
- ・幼児期における虫歯の減少のため口腔検診と2回のフッ素塗布を引き続き実施し、定着を促すとともに、歯磨きや食習慣などの歯科保健指導を継続する。
- ・成人期においては、引き続き歯周疾患検診を30歳と35歳の子育て世代から実施し、口腔ケアの重要性について親子での理解を促し健全な歯の維持に努める。

5 こころの健康づくり（保健福祉課健康推進班）

- ・「第4次地域福祉計画」（自殺対策計画含む）と協働しながら、早期に適切な治療に結びつくよう出前講座やこころの健康講座などを通じた学習や普及活動を行う。
- ・富良野保健所などの専門機関と連携し相談事業を進める。

6 感染症の予防（保健福祉課健康推進班）

- ・感染症予防の基本となる手洗い・咳エチケット等の普及啓発を推進するとともに、各種予防接種の実施体制を確保することで、感染症の発症とまん延の防止に努める。
- ・本年度より開始される妊婦を対象としたRSウイルスワクチン、および高齢者に対する高用量インフルエンザワクチンの定期接種について、対象者への確実な情報提供を行うとともに、医療機関との連携を図りながら実施する。

7 町立病院の充実（町立病院）

- ・町立病院は、町民が地域で安心して暮らし続けるための地域医療の基幹的施設として運営を行う。
- ・病院経営では、人員確保はもとより、旭川医科大学、富良野協会病院との病病連携により専門医療の提供を行い、「病院経営強化プラン」及び本年度策定する「経営改善実行計画」に基づき経営の健全化に努める。
- ・病院施設改築整備については、昨年度より引き続き、外構整備（駐車場整備）を行い、利用者の安全性及び利便性を図る。

8 子ども医療費の無償化（町民生活課総合窓口班）

- ・子育て世帯に対する保護者への負担軽減を図るため、高校生までのすべてのこどもについて医療費の無償化を実施する。

2 子育て支援

1 子育て支援に関する指針の見直し（保健福祉課子育て支援班・こども未来班）

- ・「こども計画」（第3期子ども・子育て支援事業計画、こども貧困対策計画、こども・若者計画、次世代育成支援行動計画含む）に基づいた子育て支援を実施する。

2 こどもの育つ力をのばす環境づくり（保健福祉課子育て支援班）

- ・児童館の運営を通じて居場所づくりのほか、健全な遊びを通じた生活の安定と能力の発達を促し、こどもたちの健やかな成長につなげる。
- ・最適な時期に効果的な指導、療育を提供できるよう、児童相談支援センターにおいて保護者からの相談対応や関係機関との情報連携を図る。
- ・発達に課題のある児童へ適切な療育を提供し、就学後についても教育機関と緊密な連携を図り支援体制を確保する。
- ・町内の教育・保育施設でこども誰でも通園制度を実施し、家庭とは異なる経験や家族以外の年齢の近いこどもと関わる機会を整え、こどもの成長につなげる。

3 子育てと仕事の両立支援

(保健福祉課子育て支援班・こども未来班、教育振興課社会教育班)

- ・町内の教育・保育施設において延長保育、一時預かり事業を実施し、定期的な運営状況の確認と指導、安定した保育の提供のための保育士確保対策を行い、安心して子育てと仕事を両立できる環境の整備、支援体制の充実を図る。
- ・放課後事業においては教育委員会と連携し、児童が楽しく安全に過ごせる居場所として「放課後クラブ」「放課後スクール」を引き続き実施する。
- ・ファミリー・サポート・センター事業により、安心して働き続けられる環境を確保する。

4 こどもと子育てを支える地域づくり（保健福祉課こども未来班）

- ・子育て支援拠点においては、引き続き子育て家庭やこれから子育てを始める家庭の育児に対する不安や負担の軽減を図るため、各種事業を進める。
- ・育児サークルの活動に対し継続して支援を行い、子育て拠点事業や乳幼児健診の場等を活用し新規サークル化を促し、子育て世代におけるネットワークを構築することで、子育て世代が不安なく子育てできる環境づくりを進める。

5 安心して子育てできる環境の整備

(保健福祉課健康推進班・子育て支援班・こども未来班)

- ・母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「こども家庭センター」にて、こどもやその家族、妊婦等に対して、切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行う。
- ・育児の悩みや児童虐待への対応も含め、様々な相談に対応し適切な支援を行う。
- ・育児を家族全体で行う意識を高め、安心して出産し子育てできる家庭環境を整える取組を進める。
- ・妊娠・出産・育児期の養育に関して積極的な支援を必要とする家庭に対して、専門職員などが訪問し指導や助言を行う。
- ・こどもとその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、こどもセンターにおいて、相談・療育・支援等を実施する。
- ・認定こども園等の給食費に係る費用の保護者負担分を助成し、子育て世帯への経済的負担軽減を図る。

6 こどもの貧困対策の推進（保健福祉課子育て支援班）

- ・「こども計画」に基づき、各関係機関・団体との連携・協力により、助成事業を継続する。
- ・ひとり親家庭等を対象に「こどもの生活・学習支援事業」を実施し、子育て世帯における生活困窮対策を進める。

3 高齢者支援

1 高齢者支援に関する指針の見直し（保健福祉課高齢者支援班）

- ・これまでの成果や分析等を行い、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を送ることができる社会を目指し「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を随時見直しするとともに、令和9年度からの「第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定に

向け検証する。

2 介護予防の充実（保健福祉課高齢者支援班、地域包括支援センター）

- ・高齢者が生きがいを持ち、地域活動や就労活動に参加するなど、要介護状態になることを予防する取組を継続する。
- ・高齢者の健康に対する意識づけを行い、疾病等の早期発見・早期療養に努める。

3 地域支援体制の充実（保健福祉課高齢者支援班、地域包括支援センター、町立病院）

- ・高齢者の地域での暮らしを支える地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターの機能強化に取り組むとともに、地域ケア会議の充実に努める。
- ・地域における支え合いの体制づくりを進め、認知症施策推進大綱を踏まえた取組の推進や、住環境の整備、防災・防犯対策の充実に図り、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりを推進する。
- ・地域包括支援センターを中心に関係機関と地域住民が一体となり、地域全体で見守り支え合うネットワークの充実と地域包括ケアシステムの推進を図る。
- ・権利擁護センターでは、成年後見制度の普及啓発、相談支援、申し立てなどに関する支援を行い、地域ケア支援を図る。
- ・社会福祉協議会との連携により、生活支援コーディネーターによる相談窓口の一本化を図る。
- ・生活支援体制整備事業協議体により、ニーズの把握と適切な「生活支援」につなげる体制の強化を図る。
- ・認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業については町立病院との連携を強化し、迅速で適切なサービス提供につなげる。
- ・認知症地域支援・ケア向上事業の実施により、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人とその家族に対する支援の強化を図る。

4 介護保険サービスの充実（保健福祉課高齢者支援班、ラベンダーハイツ）

- ・災害の発生時や感染症の流行下における各種支援・サービスの機能維持に努める。
- ・介護サービスの利用支援、介護保険制度の適正な運営、効率的な介護給付の推進に取り組むとともに、サービス基盤、人的基盤の整備に努める。
- ・介護老人福祉事業所として介護福祉士・看護師の安定的な確保に努める。
- ・職員の資質向上を図り、運営体制の整備を進め、安心安全で利用者ニーズに即した信頼されるサービスを提供する。
- ・経営の健全化を目指すとともに、老朽化した施設の適切な維持管理を図る。

4 障がい者支援

1 障がい者支援に関する指針の見直し（保健福祉課福祉対策班）

- ・「第3期上富良野町障がい者計画」・「第7期上富良野町障がい福祉計画」・「第3期上富良野町障がい児福祉計画」を一体的に推進する。
- ・令和9年度からの「第8期上富良野町障がい福祉計画」・「第4期上富良野町障がい児福祉

計画」の策定に向け検証する。

2 広報・啓発活動の推進（保健福祉課福祉対策班）

- ・障がいのある人もない人も、互いを尊重しあい、地域でいきいきと暮らせる共生社会の実現をめざし、地域住民が交流し、理解を深めるためのふれあい事業への支援をする。
- ・関係機関・団体・事業者と連携し、広報・啓発活動や福祉教育を推進します。

3 就労・雇用の促進（保健福祉課福祉対策班）

- ・一般就労をめざす障がい者の一般社会への適応訓練を行う就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについて、近隣の町外事業所の利用を支援する。
- ・一般就労が困難な障がい者の生活の安定と労働意欲の助長に向け、就労継続支援A・B型事業所を福祉的就労の中心として利用を促進することにより、障がい者の経済的安定、閉じこもりの解消を図る。

4 保健・医療の充実（保健福祉課福祉対策班）

- ・保健・医療・福祉部門の連携強化のもと、障がいの早期発見、早期治療、療育支援を推進する。
- ・特定疾患治療や人工透析における通院交通費の補助を継続する。
- ・身体の障がいを軽減するために必要な更生（育成）医療や精神障がいにかかる通院医療についての情報提供、相談体制の充実に取り組む。

5 生活支援の充実（保健福祉課福祉対策班）

- ・個々の多様なニーズに対応できるよう相談支援体制の充実を図る。
- ・障がい者の虐待防止や権利擁護に関する取組を推進する。
- ・障がい者や認知症高齢者等の判断力が不十分な人に代わって財産の管理や意思決定を補助する「成年後見制度」の活用を社会福祉協議会と連携して支援する。
- ・地域で安心して生活できるよう体制の充実に向け取組を進める。
- ・スポーツ教室や作品展などの開催を通じ、障がい者の健康増進、スポーツ・文化活動へのかかわりを促す機会の充実に取り組む。

6 障がい福祉サービスの提供（保健福祉課福祉対策班）

- ・障がい者が地域において自立した生活ができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど各種サービスの提供体制の充実を図る。
- ・障がい福祉サービス事業所の誘致など、今後も利用者数の動向やニーズを把握し各事業所への情報提供などの取組を進める。
- ・広域連携のもと、相談の支援や手話通訳者などの派遣、日中一時支援をはじめとする地域生活支援事業を実施する。

7 こどもの療育支援（保健福祉課こども未来班）

- ・発達支援センターにおいては、障がいの有無にかかわらず、発達の遅れ等が気になる子どもに対し、その状況に応じた療育指導を早期から行い、子育ての不安感や負担感が軽減され

るようサポートするとともに、すべての年齢を対象とした児童発達通所利用者負担額の無料化により経済的な負担軽減を図る。

・保護者や関係機関との情報共有を図りながら、効果的な指導のほか、家族支援や同伴児支援を行う。

5 地域福祉

1 分野横断的に取り組む体制の整備（保健福祉課福祉対策班）

・関係機関、団体、事業所などと連携し、地域の中で互いに見守り、支え合う活動を推進する。

・第4次地域福祉計画に基づき、関係機関や団体とともに就労や住まい、権利擁護、防災・防犯対策など、高齢者、障がい者、児童の福祉に共通する課題に対応できる包括的な相談支援体制の整備に取り組む。

・保健福祉総合センターは、健康増進や地域福祉活動の拠点施設としての機能が十分に果たされるよう適切な維持管理に努め、計画的な改修を実施する。

2 支え合う意識の醸成と人づくり（保健福祉課福祉対策班）

・広報啓発活動などを通じて、自分たちが暮らす地域や福祉への理解を深めるとともに、支え合い、助け合う意識の醸成に取り組む。

・これからの地域共生社会の担い手づくりに向け、児童生徒や一般の方を対象に、福祉体験学習機会の提供などを通じて福祉教育を推進する。

3 地域福祉活動団体等の育成・支援（保健福祉課福祉対策班）

・社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動状況のほか、ボランティアを必要とする方と支援する方双方のニーズを把握し、研修会や交流会などを通じたボランティアコーディネーターの資質向上、活動の活性化を促す。

・高齢者や障がい者の日常生活における困りごとに対する「生活支援」を担う人材の発掘・養成を進め、ボランティアセンターを核としてサポートを実施する体制を整備する。

・地域の身近な相談役である民生委員・児童委員と連携し、地域全体での支え合いによる福祉の向上を進める。

4 自殺予防の推進（保健福祉課福祉対策班）

・「第4次地域福祉計画」に位置づけられている「自殺対策計画」に基づき、富良野保健所と連携し、専門家による相談事業を実施する。

・庁内の関係部署と連携した自殺対策庁内ネットワーク会議のほか、精神保健に関する研修会などを開催し、ゲートキーパーの育成を進める。

5 生活困窮者への支援（保健福祉課福祉対策班）

・民生委員・児童委員や関係機関などの協力を得ながら、援護を必要とする世帯の実態把握を行う。

・生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知と利用に関する助言、指導

を行い、必要な支援につなげる。

6 国民健康保険・国民年金等

1 国民健康保険制度の健全運営（町民生活課総合窓口班）

- ・第3期データヘルス計画に基づき、引き続き、特定健診・特定保健指導を実施し、近年、増加傾向にある心不全の早期発見及び予防、生活習慣病の発症予防や重症化予防の推進に努める。
- ・医療費の抑制を図りながら共同保険者である北海道と道内市町村とともに、安定した事業運営に努める。

2 国民年金制度の周知徹底（町民生活課総合窓口班）

- ・制度の意義や役割等が十分に伝わるよう、広報・啓発などを通じて国民年金制度に対する理解を深めるとともに、加入と納付を促し、年金受給権の確保を図る。

3 活力と交流あふれる産業のまち

特色ある農業を中心に、商工業など各産業間の連携を図りつつ、活力とにぎわい、魅力あふれるまちづくりを進めます。

1 農林業

1 農業・農村を担う人材の育成（農業振興課農業振興班）

- ・「第9次農業振興計画」に基づき、農業後継者はもとより多様な人材が就農できるよう中心的担い手が活躍できる環境整備を行う。
- ・地域おこし協力隊制度、各種就農支援制度の活用促進、キャリア教育の充実や高度で専門的な研修・教育を推進し、新規就農者が円滑に就農できるよう地域における受け入れ環境の向上を図る。

2 農業生産基盤の充実（農業振興課農業振興班）

- ・農業農村基盤整備において、農業の生産性向上を図るため、富原・島津地区の整備を進め、事業効果の早期発現に向けて、十分な予算の確保と早期の完成に向けて関係機関に対し要望を行う。

3 農業生産の省力化・高品質化等の促進（農業振興課農業振興班）

- ・特産農作物において、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働力不足への対応として、就農をめざす地域おこし協力隊を継続して採用し、農業生産の維持、拡大につなげる。
- ・多様な営農類型を支援するため、高収益の園芸作物への町の独自施策において付加価値向上を図る。
- ・水田畑作においては、農業DX活用に向けた取組やスマート農業をはじめとする新技術の導入の支援を行う。
- ・国の米政策に対し、農業再生協議会と連携し、安定生産、高品質化等の取組を進める。
- ・農地の流動化対策として、計画的な農地の有効活用を図るため、新たに策定した地域計画に基づき農用地の利用促進を図る。

4 畜産の振興（農業振興課農業振興班）

- ・沿線自治体やJAなどの関係機関と連携を図るとともに、酪農経営者の作業負荷軽減と搾乳経営の効率化を図るため、富良野広域連合公共串内牧場内に整備した草地、哺育・育成センターの効果的な利活用を進める。
- ・ふらの沿線地域畜産クラスター協議会を通じて施設や機械の整備などの支援等により、畜産経営の安定化を引き続き進める。

5 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進（農業振興課農業振興班）

- ・環境保全型農業直接支払制度や農業生産工程管理（GAP）の認証取得など、国や北海道の制度を活用し、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図る。

- ・クリーン農業や有機 JAS への転換など環境と調和した持続的な農業を推進する。

6 農畜産物の消費の拡大（農業振興課農業振興班）

- ・地域ブランドとして新たに6次産業化で商品開発をめざす農業者に対して、設備投資やノウハウの習得など各種支援を進める。
- ・地域の「食」ブランドを発信するイベントの開催等、農・商・工の産業連携によるまちの魅力度アップに向けた推進体制の強化を図る。
- ・町民が地元農産物の良さにふれる機会を拡大し、その品質の高さについて理解を深める地産地消の取組を推進する。

7 都市・農村交流と6次産業化の促進（農業振興課農業振興班）

- ・こどもたちの農業体験学習や「自然環境」などに関する教育の場を積極的に提供する。
- ・美しい景観や新鮮な地元農畜産物など、農村の魅力を最大限活かしたグリーン・ツーリズムを推進し、都市部と農村の交流を促進する。
- ・農業者が主体となって町や農業団体、商工業者と連携しながら進める6次産業化の取組を推進し、農業者に対する起業化への意欲を喚起する。
- ・地域内外の関係機関や団体などと連携のもと、地域ぐるみで6次産業化、農商工の産業間連携に向けた推進体制の整備を進める。

8 計画的な森林整備の促進（農業振興課農業振興班）

- ・森林環境譲与税を活用して民有林に対する適切な森林環境の保全管理を実施する。
- ・森林経営に必要な整備の支援と高齢化が進む林業従事者に対する、担い手確保の対策を進める。

9 有害鳥獣対策の強化（農業振興課農業振興班）

- ・有害鳥獣による農業被害対策において、猟友会、集落協議会の協力体制を強化し、国や北海道の支援制度を活用した捕獲機材、施設設置などの捕獲対策を継続する。
- ・狩猟免許取得費用の助成、新規従事者講習会の実施など、捕獲の担い手育成対策を合わせて行い、被害軽減対策を進める。
- ・緊急銃猟実施の体制づくりを進める。

2 商工業

1 商工会の運営支援（企画商工観光課商工観光班）

- ・町内商工業の発展のため、国や北海道の施策と連携しながら商工会活動の安定的な運営を支援する。

2 商工業経営の安定化・活性化の支援（企画商工観光課商工観光班）

- ・既存事業者の経営の持続化や新たな担い手による新事業の展開、また、上富良野町の地域特性が強い商品の付加価値をさらに高め、ブランド化に取り組む。
- ・キャッシュレス決済の拡充による町内消費の喚起、町外購買力の取り込みと併せて後継者

不足等の諸課題への対応に向けた取組を進める。

3 商工業を担う人材の育成（企画商工観光課商工観光班）

- ・将来の町の産業を担う若手後継者や従業者の能力や意欲の向上、異業種間の交流の場として人材育成事業を実施する。
- ・若者や地域おこし協力隊を含めた移住者が活躍できるよう国や北海道の制度活用とあわせて支援できる仕組みづくりを進め、持続的な経済振興と地域活力増進を図る。

4 優良企業の誘致（企画商工観光課商工観光班）

- ・地元雇用機会の確保、拡大に資する企業の立地、既存企業の事業拡大につなげるため、「企業振興措置条例」や国が行う中小企業振興策を基本に助成・優遇措置を講じ、誘致企業への支援、トップセールスによる新たな企業の誘致に努める。

5 地域ブランド開発への取り組み（企画商工観光課商工観光班）

- ・地元農畜産物を活用したメニューの提供や商品開発など、「食」のブランド形成に向け、特産品の開発や販路拡大、付加価値を押し上げるための包括的な取り組み、支援を進める。
- ・地域の「食」ブランドを発信するイベントへの出展やふるさと納税制度を積極的に活用し、地域全体の盛り上がりにつなげる。

3 観光・交流

1 観光協会の運営支援（企画商工観光課商工観光班）

- ・インバウンド需要の喚起と掘り起こしを進め、併せて観光客による農地の立ち入りや路上駐車等の解消に努め、観光公害の未然防止を図る。
- ・観光振興の重要かつ中心的な担い手である観光協会の発展に向けた連携と支援を進める。

2 観光・交流資源の充実（企画商工観光課商工観光班）

- ・まるとピアガーデンなどの産業イベントの活性化やラベンダーフェスタかみふらのなどの四季彩イベントにより更に町内の活力増進と町外からの誘客を促進する。
- ・多くの観光客が訪れる吹上温泉保養センター白銀荘の維持修繕について、基本調査、実施設計の結果に基づき改修を図る。

3 新たな魅力づくりへの取り組み（企画商工観光課商工観光班）

- ・ロケツーリズムなど観光誘客の増進や町PRの促進に繋げる取組や、地域おこし協力隊や地域プロジェクトマネージャー制度等を活用し多様な施策・課題に対応する新たな人材の確保を進める。
- ・三浦綾子記念文学館、映画製作者と連携し、上富良野を舞台とした小説『泥流地帯』初となる実写映画化の実現に向け取り組む。

4 観光・交流を担う人材の育成（企画商工観光課商工観光班）

- ・ホスピタリティを向上させるための研修会の開催のほか、ガイドの養成など観光を担う人

材の育成を図り、来訪者にとって満足度の高い観光地づくりを進める。

- ・自然環境や歴史、文化など地域の資源を活用した「地域観光」の普及・理解に向け、積極的な情報発信を行う。
- ・多様な施策や課題に対応できる組織づくりを検討する。

5 タウンプロモーション活動の推進（企画商工観光課商工観光班・企画政策班）

- ・関係団体と連携し、道内外の観光物産イベントはもとより、首都圏でのプロモーション活動を積極的に展開し、地域の魅力発信による誘客拡大を図る。

6 外国人にやさしい観光地づくり（企画商工観光課商工観光班）

- ・情報発信を観光協会や広域観光団体と連携して行い、地域内の受け入れ環境としてインフォメーション機能や多言語標記の再点検などの取組を進める。

7 広域観光体制の充実（企画商工観光課商工観光班）

- ・富良野・美瑛広域観光推進協議会をはじめとした広域観光の充実を進め、関係市町村、機関、団体と連携した取組を強化する。

8 十勝岳ジオパークの推進

（企画商工観光課ジオパーク推進室・教育振興課社会教育班）

- ・町民と一体となってジオパークを推進するための体制を模索し、十勝岳ジオパーク推進協議会の新たな体制づくりを進める。
- ・十勝岳ジオパークの次期実行計画を策定し、ネットワーク活動の強化や地域活性化、ジオツーリズムの推進を図る。
- ・ジオパークブランドの構築や町内団体とのパートナーシップ協定など、ジオパークによるまちづくりの体制を作る。
- ・拠点施設の展示を改善し、十勝岳ジオパークの普及と地域の魅力を再発見できるよう取り組む。

4 雇用対策

1 地元雇用を促進するための支援（企画商工観光課商工観光班）

- ・ハローワークなどを通じた求人情報の迅速な提供による雇用促進に努める。
- ・企業振興事業の継続した取組や北海道が運用するマッチングサイトと連動した移住・就業支援を行う。
- ・奨学金返還助成制度によって、町内事業所への雇用促進、人材不足の解消につながるよう周知を行う。

4 未来を拓く人を育む教育・文化のまち

未来を拓く創造性豊かで心身ともにたくましい人材の育成を進めるとともに、生涯にわたって自ら学び、活動し、生きがいと感動に満ちた暮らしを送れるまちづくりを進めます。

1 学校教育

1 生きて働く学力の育成（教育振興課学校教育班）

- ・小中学校において、新学習指導要領に掲げる主体的、対話的で深い学びの実現、将来必要となる資質や能力を身に付けさせ、社会の変化に対応できる教育を推進する。
- ・課題の克服や基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けて、個に応じた指導内容の充実と、「確かな学力育成プラン」による具体的方策を推進する。
- ・日々の授業づくりのモデルとなる「上富良野町スタンダード」を示し着実に推進する。
- ・学習支援システムの活用による「協働的な学び」「個別最適な学び」を推進する。
- ・一人一台タブレットの持ち帰りの定着と、家庭学習での活用拡大を推進する。
- ・中学校の町費負担教員配置により適正な生徒数による学級運営を図る。
- ・特別支援教育やキャリア教育、国際理解教育を推進し、社会的な自立と共生の力を育む。
- ・小・中学校通級指導教員の連携による学びの接続を図る。

2 豊かな心の育成（教育振興課学校教育班・社会教育班）

- ・多様な価値観を認め合い、他者と対話し協働するために必要な資質や能力を育成するため、基本的な倫理観や規範意識を身に付け、思いやりの心や美しいものに感動する心を育む。
- ・学校教育全体を通じて道徳心を養うとともに、様々な人と関わる活動を通して、豊かな人間性や社会性を育む。
- ・スクールカウンセラーを中心として、就学前から学童期、思春期のこどもたちの健やかな心の育ちを切れ目なくサポートする体制の充実を図る。
- ・教育支援センターの効果的な運用を図り、不登校児童生徒のニーズに応じた居場所づくり、学びの場の整備や教育相談体制の充実を図る。
- ・学校と連携した不登校の予防的アプローチを行い、こどもやその家族を包括的に支援する居場所づくりを進める。
- ・社会科副読本の活用により、ジオパーク学習やアイヌの人たちの歴史や文化について関心と理解促進を図り、ふるさと教育を推進する。
- ・学級経営アセスメントツール（WEBQU）を活用し、児童生徒のSOSの早期発見に努めるとともに、いじめ・不登校への迅速な対応から解消までの積極的な取組の充実を図る。

3 健やかな体の育成（教育振興課学校教育班）

- ・学校保健活動や保健体育の授業を通じて健康教育の充実を図る。
- ・体力・運動能力調査を活用し、1校1実践の推進によりこどもたちの体力、運動能力の増進を図る。
- ・給食指導を通じて食に関する正しい知識の習得と地場産農産物を活用した食育を推進する。

- ・小児生活習慣病予防健診（かみふっ子健診）との連携により健康教育の充実に取り組む。
- ・近年の熱中症や感染症予防に向けて、学校の環境を整備することと合わせながら、自らの健康を守る意識を育て、健康管理の徹底を図る。

4 学びを支える家庭・地域づくり（教育振興課学校教育班・社会教育班）

- ・家庭や地域社会の教育力の向上に向けて、基本的な生活習慣の形成や SNS 等の適切な使用方法について情報提供を行うなど、家庭教育の支援を行い、地域と一体となって子どもたちを育む環境づくりを進める。
- ・コミュニティ・スクールのメリットを生かした学校運営が着実に進むよう、地域コーディネーターの配置等により、地域と学校が協力しやすい環境づくりに取り組む。

5 学びを高める信頼される学校づくり（教育振興課学校教育班）

- ・「社会に開かれた教育課程」を理念に、教員の資質と能力向上、教育環境の充実、学校段階間の連携や学校運営の改善を進め、教育の質の向上を図る。
- ・子どもたちの安全・安心確保はもとより、自分の身は自分で守る安全教育を充実させる。
- ・校務支援システムを活用した業務の効率化や学校における働き方改革により教職員の健康管理と業務改善を進める。
- ・熱中症予防対策として、エアコン・スポットクーラーを効果的に活用し、適切な温度・湿度管理に努める。
- ・上富良野町教育連携推進協議会により、幼児期から中学校卒業までの教育機関の連携を推進し、小1プロブレム、中1ギャップの防止対策を図る。
- ・少子化の進行により将来の教育環境のあり方を検討するとともに、学校給食のあり方検討委員会」において将来に向けた安心・安全な給食提供について検討・協議を行う。
- ・保護者の経済的負担の軽減を図るため、小学校及び中学校の給食費を無償とする。
- ・GIGAスクール構想（第2期）による児童生徒用タブレットと教員用タブレットにおいて、授業におけるICT化を一層推進する。
- ・災害等から児童生徒の安全を確保するため、「危機管理マニュアル」に基づき関係機関と連携を図るとともに、非常食の試食を含めた防災訓練や避難訓練による安全教育を推進する。

6 高等学校の存続に向けた取り組み（教育振興課学校教育班）

- ・上富良野高等学校の存続に向けて、就学支援金や入学準備金などの助成、希望者への給食の無償提供など、町全体での総合的な支援を進める。
- ・特色ある教育活動に対する助成、地域探究活動の取組、十勝岳ジオパークの地域学習などを通じて、自治体の枠を超え、選んでもらえる魅力ある高校づくりをサポートする。

2 社会教育

1 家庭と地域の教育力の向上促進（教育振興課社会教育班）

- ・子どもたちの人格形成に必要な基本的な生活習慣と調和のとれた心身を育むため「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「生活リズムチェックシート」の活用などを通じて、食事や睡眠などの大切さへの理解を促す。

- ・親子の絆を深めることで健やかな子育てができるよう、町内子ども園と連携し、家庭教育学級などの多様な学習機会を提供する。
- ・子育てサークルなどへの情報提供に努め、本の読み聞かせや芸術鑑賞など、情操を豊かにする取組の充実を図る。
- ・放課後事業において、保護者や学校、地域などの理解と協力を得ながら、児童の安全・安心な居場所として「放課後クラブ」「放課後スクール」の内容充実に取り組む。

2 青少年の健全育成に向けた取組み（教育振興課社会教育班）

- ・青少年のスポーツ・文化活動推進のため、子ども会やスポーツ少年団などの自主的な活動を尊重し、継続して支援、協力を行う。
- ・子ども会事業と連携したジュニアリーダーの育成、なかよしサミット等を通じて自立意識や仲間意識、リーダー意識を育てる取組を進める。
- ・教育関係団体との活動を通じて、地域と学校、教育機関が連携しながら青少年が健やかに育つ環境づくりを推進する。
- ・グローバルに活躍できる人材を育成することを目的に、中高校生を対象とした海外派遣事業を実施する。
- ・小・中接続事業として、中学校に進学する6年生を対象に生活習慣の確立、人間関係形成力の育成につながるような体験活動を通して、進学に対する期待を持つ機会となるよう中1ギャップ対応事業を実施する。

3 魅力ある講座・教室等の企画・開催（教育振興課社会教育班）

- ・マイプラン・マイスタディ講座など町民の自主的な学習活動への支援を行う。
- ・公民館講座の開設をはじめ、女性学級により幅広い年齢層に対し多方面にわたる学習機会の提供に取り組む。
- ・いしずえ大学を通じて高齢者の学びと生きがいづくりを推進する。

4 学習関連施設の適正管理（教育振興課社会教育班）

- ・社会教育総合センターや公民館、セントラルプラザなどの学習関連施設について、学習施設としての機能が十分に果たされるよう適切な維持管理、環境整備を行う。

5 図書館の充実と読書活動の促進（教育振興課社会教育班）

- ・専門職員の図書館司書を配置し各世代が読書に親しめる環境として、レファレンスや一般書の整備拡充を図る。
- ・「第4次子ども読書推進計画（令和6年度～10年度）」に基づき児童書の蔵書充実や、図書館まつりの開催などを通じて利用促進に取り組む。
- ・夏・冬休み期間中の月曜日の臨時開館、読書スタンプ帳の発行、図書館での読み聞かせ会の実施、移動図書活動を通じてこどもたちが本にふれる機会の拡大を図る。
- ・親子で読書の楽しみにふれるきっかけづくりとして、7カ月児を対象に保護者が選んだ絵本を贈る「すくすく絵本（はじめての読書推進事業）」を実施する。
- ・「子育て支援・家庭教育コーナー」に新たに「教育支援センターお勧めの図書コーナー」を設置し、子育て支援、家庭の教育力向上と多様性を認め合う蔵書整備に取り組む。

- ・ボランティア団体による読み聞かせやスキルアップのための研修会開催などに対する支援のほか、学校図書館に図書館司書等を派遣し、学校における読書環境の充実を進める。
- ・図書館に足を運んでいただけるきっかけとなるよう、子育て世代向けのイベントや事業を実施する。
- ・ジオパーク関連の書籍を集めた「ジオ図書コーナー」についても様々な年代の興味を引くよう蔵書の充実を図る。

6 スポーツ・文化活動の推進（教育振興課社会教育班）

- ・町民が生涯にわたりスポーツ・文化活動に継続して親しむ機会を確保することを目的に、専門職員として、スポーツ文化推進員を地域おこし協力隊制度を活用し、合わせて部活動の地域展開に関し、調査研究を進める。

3 スポーツ

1 スポーツ団体・指導者の育成（教育振興課社会教育班）

- ・町民の自主的なスポーツ活動の一層の活性化を促すため、スポーツ協会やスポーツ少年団の支援を進める。
- ・町民の多様なニーズに応えるため、スポーツ推進委員などスポーツ活動指導者の育成、確保に取り組む。

2 スポーツ活動の普及促進（教育振興課社会教育班）

- ・それぞれの体力や年齢に応じた体力増進、多様なスポーツに取り組むことができるよう、スポーツ推進委員やスポーツ団体との協力により各種スポーツ大会を開催する。
- ・地域や関係団体と連携を図り、スポーツの普及に向けた教室や競技力向上のための指導者講習会を実施し、各団体の自主的な活動を支援する。
- ・青少年等の全国大会への出場助成や強化指定選手の選出に対する支援を行うことでスポーツ活動の振興を図る。
- ・町内の小中高校生のパークゴルフ場とスキー場リフト使用料の無料化を継続する。

3 スポーツ施設の適正管理（教育振興課社会教育班）

- ・運動公園、島津公園野球場など、スポーツ施設としての機能が十分に果たされるよう適切な維持管理に努める。
- ・パークゴルフ場の芝生の改良整備を継続するとともに、管理棟及び大型東屋の屋根、外壁塗装を実施する。

4 文化芸術

1 文化団体・指導者の育成（教育振興課社会教育班）

- ・町民の自主的な文化芸術活動の一層の活発化を促すため、文化連盟をはじめとする各種文化団体の育成、支援を進める。
- ・町民の多様なニーズに応えられるよう、文化芸術活動の指導者の育成、確保に取り組む。

- ・青少年等の全国大会への出場助成に対する支援を行い、芸術文化活動の振興を図る。

2 文化芸術にふれ、活動する機会の充実（教育振興課社会教育班）

- ・幼児、小学生を対象とした芸術鑑賞会の開催、文化団体や愛好者が主体的に企画、実施する自主企画芸術鑑賞事業を通じて、優れた芸術、芸能、文化にふれる機会を提供する。
- ・総合文化祭の開催、富良野地区文化団体交流会への参加支援などにより地域文化の継承と発展、一人ひとりの心豊かな生活の実現を目指す。

3 文化財の保存・活用（教育振興課社会教育班）

- ・専門職員として郷土学習推進員（学芸員）を地域おこし協力隊制度を活用し配置するとともに、郷土（ふるさと）教育の推進のため、郷土資料の収集、整理・保存及び「郷土館特別展」などを実施する。
- ・十勝岳大正泥流被災100年にあたり、十勝岳噴火泥流災害の歴史を広く町民に伝えるため、回顧誌の改訂版の発行や講演会、特別展示等を開催する。
- ・十勝岳ジオパークの拠点施設の側面もあることから、十勝岳ジオパーク推進協議会とも連携して社会教育に役立てるなど、郷土の魅力を発信する。

5 発展を支える生活基盤が整ったまち

町全体の一体的、持続的な発展を支える、快適で安全・安心な生活基盤の整備を進めます。

1 土地利用

1 適正な土地利用の促進（企画商工観光課企画政策班）

- ・「国土利用計画法」や「北海道水資源の保全に関する条例」など土地利用に関する適正な取引のため、法令、手続きの周知に努める。

2 道路・公共交通

1 国道・道道の整備促進

（建設水道課土木建設班、建設水道課建築施設班、企画商工観光課企画政策班）

- ・国道、道道は地域間の産業振興や観光事業における主要な幹線道路であることから、安全性や利便性をはじめ景観など地域特性に配慮した整備を関係機関に引き続き要請する。
- ・北海道によりラベンダーの植え替えなどが行われている通称ラベンダーロード部分について整備継続を働き掛け、美観改善を図る。
- ・高規格道路である旭川十勝道路において、旭川十勝道路整備促進期成会とともに、関係機関に整備促進を要請する。

2 町道の整備と適正管理（建設水道課土木建設班）

- ・長期的な展望のもと「道路等整備計画」の更新を行いながら計画的、効率的に町道整備を進める。
- ・オーバーレイ舗装5路線、改良舗装1路線を実施し、適正な維持管理を行う。

3 橋梁の長寿命化（建設水道課土木建設班）

- ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化した橋梁の修繕等を実施し、長寿命化を図り、45橋の点検及び1橋を修繕する。

4 冬道の安全確保に向けた取り組み（建設水道課土木建設班）

- ・積雪状況に応じた効率的かつ安全な除排雪や、冬期における交差点やカーブ等の滑り止め対策など、冬道の安全確保を図る。

5 JR富良野線の維持・存続に向けた取り組み（企画商工観光課企画政策班）

- ・JR北海道とJR富良野線の沿線5市町で組織するJR富良野線連絡会議における協調体制のもと、利用促進を核とした路線存続に取り組む。
- ・駅無人化に伴い、利用者への丁寧な対応や上富良野駅の有効活用について、JR北海道に対し要望を行う。

6 地域内公共交通の維持・充実（総務課財政管理班、企画商工観光課商工観光班）

- ・町の主要観光地である十勝岳エリアへの公共交通機関であり、町民のほか多くの観光客が利用する路線として町営バス十勝岳線を運行する。
- ・高齢者や障がい者などの地域内における交通手段の安定的な確保、農村部のコミュニティ及び交通手段として予約型乗合タクシー事業を実施する。

3 情報化

1 さらなる情報化の推進（企画商工観光課DX推進班）

- ・高速情報通信環境が町内全域において整ったことから、インターネットサービス提供会社と連携を図り、良好な情報通信環境を確保・提供する。
- ・町民生活に役立つ新たな情報サービスの提供について調査研究を進める。
- ・国が掲げる「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」に向けて電子申請・各種デジタルサービスなどの利用を促進する。
- ・観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の確保、町の情報発信の強化に向け、公衆無線LANアクセスポイントの環境改善などにより、町全体のさらなる情報通信環境の向上を図る。
- ・行政ホームページなどインターネットを活用した情報提供については、町民生活に定着するよう内容を充実し、町外への情報発信手段として適切、有効な活用を図る。

2 情報セキュリティ対策の強化（企画商工観光課DX推進班）

- ・デジタル化を進めるため関連情報を収集するとともに、情報セキュリティ対策を強化する。

4 住環境整備

1 住宅施策に関する指針の見直し（町民生活課生活環境班）

- ・多様化するニーズに対応した住宅施策を関係行政機関と連携して進め、快適で安全安心な住環境を確保できるよう取り組む。

2 空き家・空き地の実態把握（建設水道課建築施設班）

- ・空き家・空き地に関する実態調査や空き家相談窓口へ寄せられた情報などから、常に最新の情報を把握し、所有者、管理者などへの指導や助言により適正な管理を促す。

3 空き家・空き地の有効活用と発生抑制（建設水道課建築施設班）

- ・住宅の賃貸や売買による利活用につながるような改修、地域環境に影響を及ぼしている空き家の解体の促進を図るため、住宅改修費補助を実施する。
- ・空き家の発生抑制や空き地の活用等につながる住宅新築費補助を創設する。

4 町営住宅の適正管理（町民生活課生活環境班）

- ・「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、将来的な人口・世帯に見合った公営住宅入居需要を

見据え、適正な町営住宅戸数の供給と管理に努める。

- ・既存の住宅を適切に維持・管理していくため、予防保全的な修繕を進め、良好・良質な住居環境の整備に努める。
- ・東町団地（2号棟）屋根外壁改修工事を実施する。

5 移住の促進に向けた取り組み（企画商工観光課企画政策班）

- ・移住に関するワンストップ窓口を継続し、ホームページやSNSで情報提供を行う。
- ・空き家・空き地情報バンクの活用を促進し、町外の移住検討者に向けて情報提供を行う。
- ・民間賃貸住宅等を活用したシーズステイ住宅の提供を検討する。
- ・移住体験イベントを実施し、移住者及び関係人口の増加を図る。

6 ともに生き、ともにつくるまち

すべての人が尊重され、ともに支え合い、ともに生き、ともに活躍するまちづくりを進めます。

1 人権尊重・男女共同参画

1 人権教育・啓発の推進（保健福祉課福祉対策班）

- ・人権擁護委員による未就学児や小中高生を対象とした人権教室などの開催をはじめ、様々な機会を通じて啓発活動を行う。
- ・差別や偏見、いじめ、暴力、虐待などのない地域社会づくりに向け、人権を尊重し、互いを認め合う意識の醸成を図る。

2 人権相談の充実（保健福祉課福祉対策班）

- ・人権擁護委員と連携し、人権擁護委員の日、人権週間に合わせ、広報紙を通じて人権尊重の大切さを呼び掛ける。
- ・「特設人権心配ごと相談所」を開設し、ハラスメント、家族関係、学校でのいじめや体罰問題などあらゆる相談に無料で応じ、相談体制の充実を図る。

3 男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

（町民生活課自治推進班、保健福祉課子育て支援班、教育振興課社会教育班）

- ・男女共同参画を促進するため、町の審議会などに女性を積極的に登用する。
- ・地域や団体に女性の役員登用について働きかけていくとともに、女性連絡協議会の活動に対する支援を行う。
- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、多様で柔軟な働き方へのニーズに対応できる環境を整える。

2 コミュニティ

1 コミュニティ意識の啓発（町民生活課自治推進班）

- ・町内会加入促進チラシの配布などを通じて「つながる意識」の醸成を図る。

2 コミュニティ活動の活性化支援（町民生活課自治推進班）

- ・住民会の自主的な活動を支援するために、住民自治活動推進交付金を交付する。
- ・地域コミュニティ活性化会議を開催し地域の連帯感強化と活性化、「参加する意識」の浸透を促す。
- ・協働のまちづくり推進補助金により、住民会や町内会などが実施する自主的なコミュニティ活動を支援する。

3 コミュニティ活動拠点の充実支援（町民生活課自治推進班）

- ・コミュニティ活動の活発化に向け、地域の集会施設が適正に運営されるよう整備や支援を行う。

3 地域間交流

1 三重県津市との交流の推進

（町民生活課自治推進班、教育振興課学校教育班・社会教育班）

- ・友好都市である三重県津市との絆がさらに深く強固なものとなるよう、訪問交流や友好都市パネル展の開催などの交流事業を推進する。
- ・民間事業者間における経済交流や上富良野西小学校と津市安東小学校との姉妹校交流についても継続、発展が図られるよう支援する。

2 国際交流の検討・推進

（町民生活課自治推進班、教育振興課学校教育班・社会教育班）

- ・カナダのカムローズ市については、これまでの交流の経過や記録資料を町の歴史として保存する。
- ・外国語指導助手による小中学校での外国語教育や認定こども園での交流、公民館講座などを通じ、他国の文化や社会への理解を深めるとともに、こどもたちのグローバルな感覚を育成する。

4 協働、自衛隊との共生

1 まちづくり意識の啓発（町民生活課自治推進班）

- ・「自治基本条例」と「協働のまちづくり基本指針」に基づき協働のまちづくりを進めるため、まちづくりフォーラムや出前講座などを実施する。
- ・郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図り、まちづくり活動が広く浸透するよう広報紙などによる啓発活動を推進する。

2 情報共有の推進（町民生活課自治推進班）

- ・広報かみふらのや行政ホームページ、防災行政無線、SNSなどによる広報活動の充実を図る。
- ・住民会長との町政懇談会、「町長と語ろう」、地域町政懇談会、パブリックコメント、町民ポストなどの広聴事業を通じて町民との情報共有を図り、町政への反映に取り組む。

3 多様な分野における参画・協働の促進

（町民生活課自治推進班、企画商工観光課ジオパーク推進室）

- ・各種計画の策定委員等の一般公募やパブリックコメントなどを実施し、町民がまちづくりに参画する機会の充実に取り組む。
- ・協働のまちづくり推進補助金により、各種団体が実施する自主的な協働のまちづくり活動を支援する。

・十勝岳ジオパークの取組として、多様な分野での取組を地域内で共有できるよう、出前講座の充実やジオカフェの開催など意見交換や情報共有の場を設ける。

4 自衛隊との共存・共栄（総務課基地調整・危機管理室）

・自衛隊員との共存共栄のまちづくりを図るため、駐屯地と連携し隊員が、働きやすい環境を図る。

・関係する市町村や機関、団体と連携しながら、上富良野駐屯地の体制強化として、自衛隊入隊の促進及び隊員の充足率の拡充また、隊員及び隊員家族の生活環境の改善向上などを求める要望活動を進める。

・日米共同訓練や北海道訓練センターによる道外部隊の訓練における演習場の安定的、継続的使用に向け、北海道防衛局また駐屯地と連携し安全性の確保また、障害の防止や軽減を図る。

・防衛施設周辺の生活環境などの向上に取り組み、演習場周辺3地区（日の出、富原、倍本）の振興策として上富良野演習場周辺地区自治活動奨励事業補助を実施する。

・定年退官後も引き続き上富良野町に住み続けてもらえるよう関係機関と協力し、退官者の再就職等の支援を取り組む。

5 行財政運営

1 行財政改革の推進（総務課総務班、企画商工観光課企画政策班）

・より効果的な町政運営の手法を常に追求しながら行財政改革を継続して進めていくため、「町政運営推進プラン」に基づき、本年度に取り組むべき項目について着実に実践する。

・職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度を活用した人材育成の取組と併せ、地方創生時代にふさわしい住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築を目指す。

・企画立案や調整機能の強化、地域課題の解決やコミュニティ支援、広報・広聴機能の充実を図り、地域の活性化とにぎわいづくりを推進し、地域振興、雇用の確保などに一体となって取り組むため、企画商工観光課を企画政策課と商工観光課に再編し、効果的・効率的な行政を推進する。

2 財源の確保（総務課財政管理班、町民生活課税務班、企画商工観光課企画政策班）

・課税客体の適正な把握による公平、公正な課税、納期内納税を推進する。

・滞納者の生活実態に応じた確実な納税計画を引き続き実施するほか、呼出催告、財産の差押え、行政サービスの制限など現行制度の中で最大限に取り組む。

・債権管理条例により税外収入も含めた重複滞納者に対する総合調整を図るなど、組織内の連携を進め、効果的かつ確実な債権管理の取組により収納率向上に努め、町の財源確保を図る。

・行政経費全般について点検、見直しによる節減、合理化を進めることで財源の有効活用を図る。

・受益者負担の適正化に向けて使用料や手数料などの収入について点検、見直しを行う。

・北海道が課税する宿泊税について、本町としても導入について検討を進める。

・ふるさと納税については、地域活性化財源としての確保を図る。

- ・企業参画による財源調達手段として企業版ふるさと納税制度の有効活用を図る。

3 効果的・効率的な財政運営の推進（総務課財政管理班、企画商工観光課企画政策班）

- ・事務事業の費用対効果や優先度、必要度等を総合的に判断し、限られた財源の適正配分を図りつつ、効果的・効率的な財政運営を進める。

4 公共施設の計画的な管理（総務課財政管理班）

- ・施設ごとに定めている個別の長寿命化計画等に基づき、集約化と長寿命化を基本として適正かつ計画的な管理を行う。

5 広域行政の推進（総務課財政管理班、企画商工観光課企画政策班）

- ・広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し、相互理解を深めながら、広域行政の推進に取り組む。
- ・富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域5市町村の連携による具体的な取組を定めた第3次富良野地区定住自立圏共生ビジョンを着実に推進し、圏域全体の発展につなげる。

6 過疎地域の振興（企画商工観光課企画政策班）

- ・北海道過疎地域持続的発展方針と整合性を図りながら、上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の着実な推進と第6次総合計画に示した町の将来像の具現化に向けて、自主自立の地域づくりを進める取組を行う。